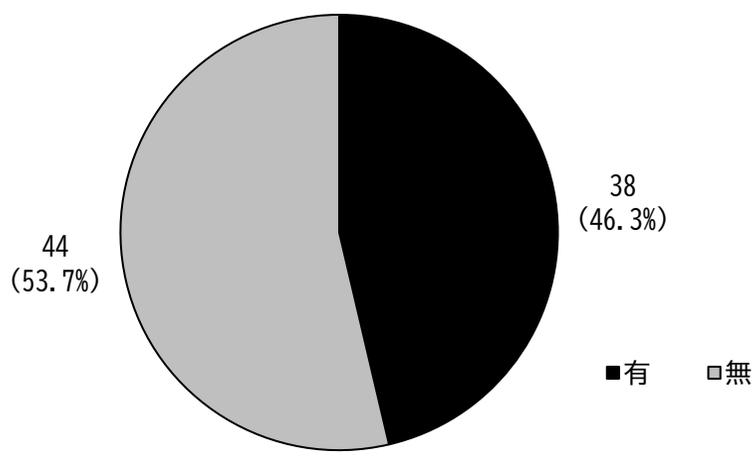


建築設計標準の改定を踏まえた 地方公共団体の動向

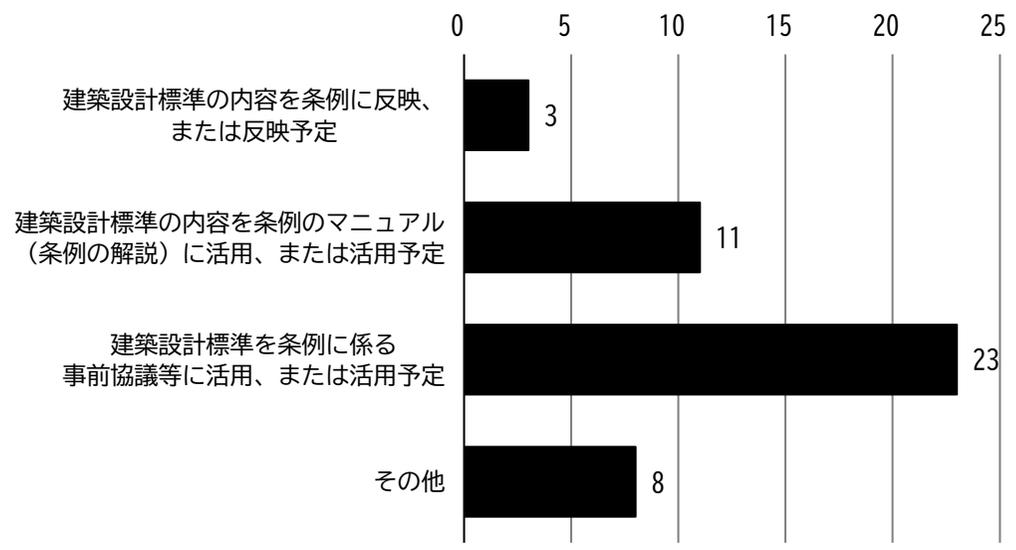
建築設計標準の改正を受けた取組(令和3年度調査:原則として令和3年10月1日の状況を回答)

- 自主条例を制定している82の地方公共団体のうち、令和3年3月の**建築設計標準改正を受けて条例等に関する取組等を行っているのは38団体**となっている。
- 取組内容としては、「**建築設計標準を条例に係る事前協議等に活用、または活用予定**」が23件と最も多く、次いで「**建築設計標準の内容を条例のマニュアルに活用、または活用予定**」が11件、「**建築設計標準の内容を条例に反映、または反映予定**」が3件となっている。

■ 建築設計標準改正を受けた条例等に関する取組等の有無 (n=82)



■ 条例等に関する取組の内容 (n=38)



建築設計標準の改正を受けた取組（主なもの、令和4年10月時点）

地方公共団体名	建築設計標準の改正を受けた主な取組
東京都	<p>2022(R4) 福祉のまちづくり条例施行規則改正 （建築設計標準の改正を踏まえ、建築物等のトイレ出入口の表示について、これまでのだれでもが利用できる旨（だれでもトイレ）の表示を改め、車椅子利用者用便房の設備及び機能を表示する旨に改正。）</p> <p>2022 マニュアル一部改訂 （車椅子利用者用便房の設備及び機能の表示等に係る改正）</p>
東京都 練馬区	<p>2021 福祉のまちづくり推進条例施設整備マニュアル【建築物】改訂 （法令改正等に合わせるとともに、図解を用いた分かりやすいものに改定）</p>
東京都 町田市	<p>2022 福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部改正 （建築設計標準の内容を反映し、トイレの各機能を真に利用の必要な人が使えるようにするため、規則の一部を改正。）</p>
川崎市	<p>2021 整備マニュアル改正 （条例改正対応のため、また建築設計標準との整合を図るために改正。）</p>
京都市	<p>2021 バリアフリー条例改正 （宿泊施設を対象に、客室内基準の新設やバリアフリー情報の公表制度を創設。）</p> <p>2022 バリアフリー条例 整備マニュアル改訂 （宿泊施設の客室内基準の図解、公表制度の仕組み・手続き等を追加。）</p>
兵庫県	<p>2021 福祉のまちづくり条例施行規則改正 （ホテル等の一般客室の基準追加。）</p>
鳥取県	<p>2022 福祉のまちづくり条例改正 （建築設計標準の改正を受け、以下のバリアフリー整備項目※について、建築物の新築・増改築等に合わせてバリアフリー整備を義務付け。）</p> <p>※トイレ内で光で火災の警報を発信する装置、火災時にエレベーターを避難階に着床する装置、車椅子利用者用トイレ以外に車椅子用簡易便房を一般男女トイレに設置、廊下等・トイレ内で床・壁・出入口に明度等の差を設けロービジョン者に配慮</p>

宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度（令和3年10月1日～）

高齢者や障害者等をはじめとする誰もが自分のニーズに応じた宿泊施設を選択することができる環境を整えるため、宿泊施設と京都市の両者による宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度を創設

■制度の対象となる建築物

京都市内の旅館業法に基づくすべてのホテル、旅館及び簡易宿所が当該公表制度の対象

- ・公表義務のある建築物：令和3年10月1日以降に建築等を行う宿泊施設
- ・公表の努力義務がある建築物：上記以外の既存の宿泊施設

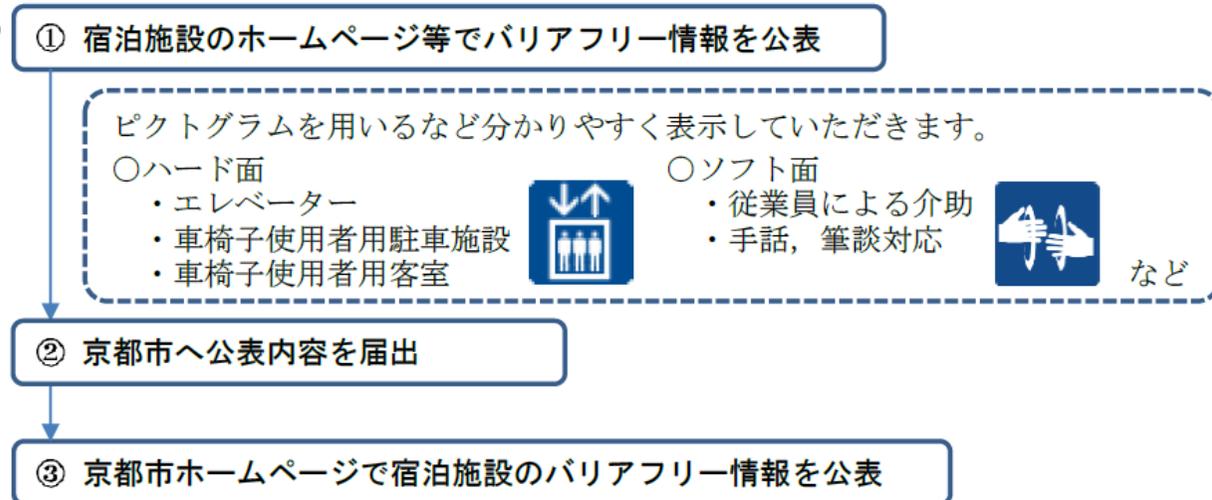
■公表のメリット

- ・京都市のホームページ上で施設の概要について情報発信
- ・観光庁による「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定要件の1つに適合

■令和4年8月25日時点で40施設を公表中

京都市HP「宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度」より資料引用

<公表制度の仕組み>



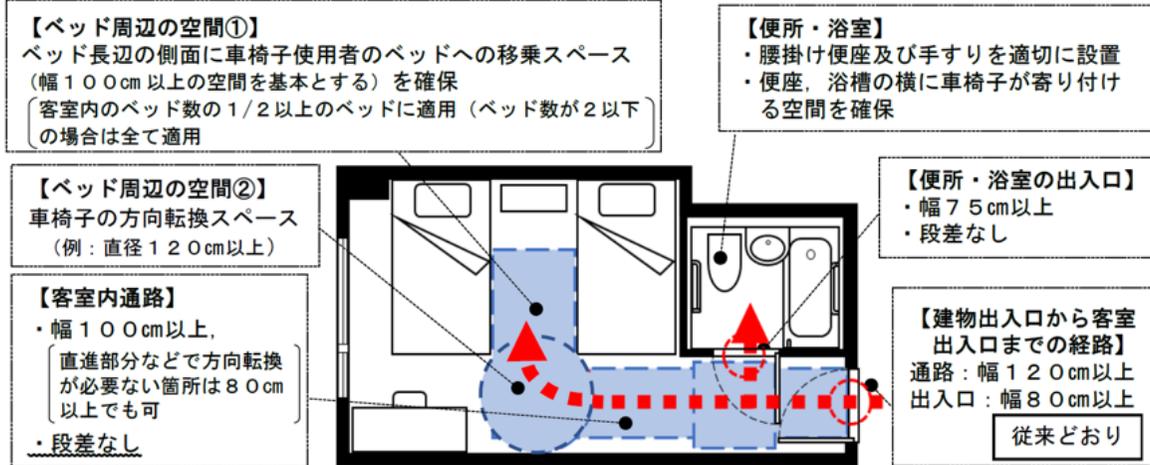
「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 整備マニュアル」の改訂(令和4年9月)

■主な改訂内容

- ①新設した宿泊施設の客室内部の基準等を図解により解説
- ②整備基準への適合が困難な場合（制限の緩和を行う場合）における措置を掲載
- ③宿泊施設を対象としたバリアフリーに関する情報の公表制度の仕組み・手続を解説
- ④手続や整備基準等に関する、よくある質問を踏まえた全体的な内容の充実
- ⑤建築物を計画するうえで配慮が必要な事項等について、車椅子を使用されている方や視覚障害のある方にヒアリングした意見を掲載

 令和3年に改正した
バリアフリー条例の
内容を反映

<新基準を適用した客室（ツインルーム）の例>

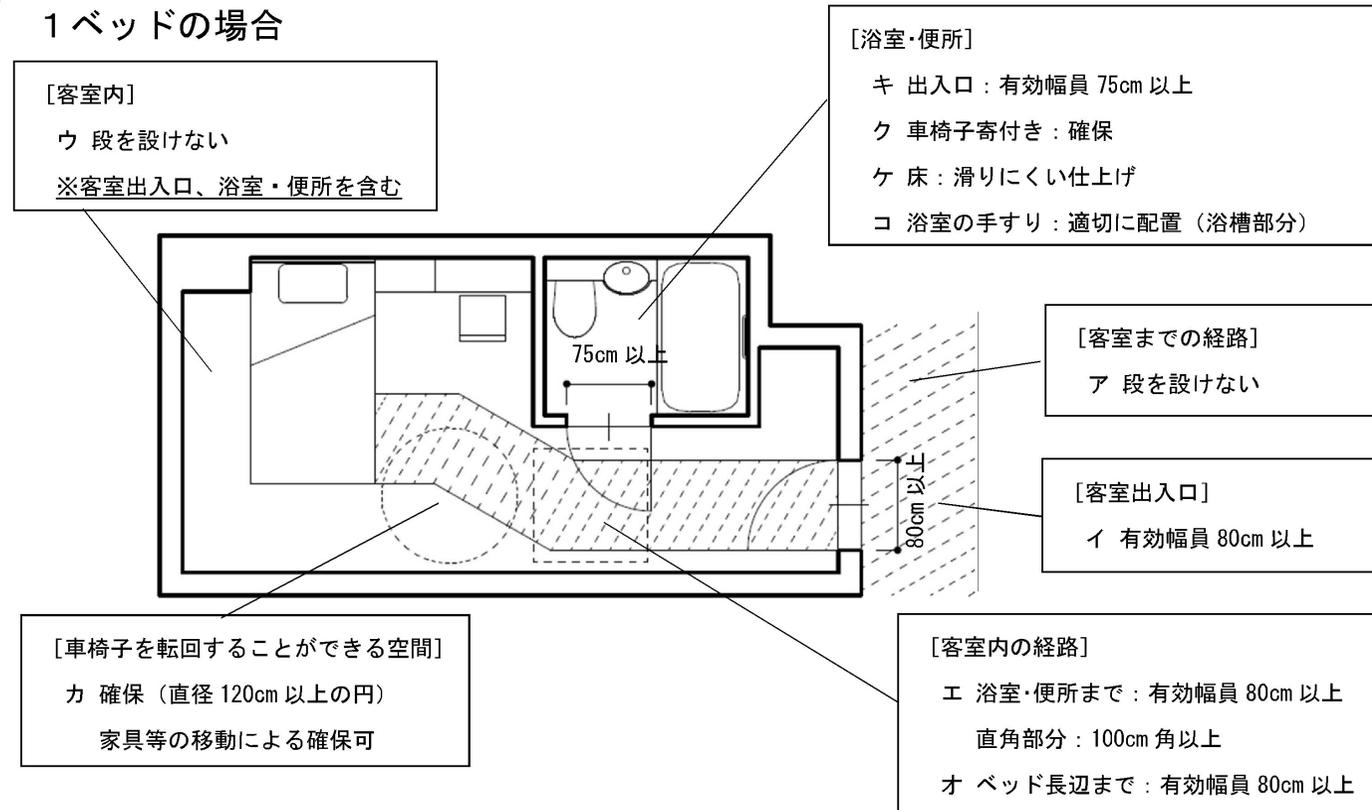


「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」改正のお知らせより資料引用

兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則の改正（令和3年12月公布、令和4年4月施行）

- ・ 高齢化社会の一層の進展や、大阪・関西万博等による高齢者や障害者を含む多様な旅行者の来県を見据え、新たにホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー整備基準を定め、新築等に際しバリアフリー化を義務付け

■バリアフリー化された一般客室イメージ図 1ベッドの場合



兵庫県HP「福祉のまちづくり条例施行規則の改正について」より資料引用

地方公共団体に対する情報提供、相談体制の整備

- ・ 劇場等の客席に係る誘導基準の設定に併せて、地方公共団体の取組事例や支援制度を盛り込んだ地方公共団体向けの通知(技術的助言)を発出(令和4年3月)
- ・ バリアフリー法に基づく条例の制定や補助制度の活用を促進するため、**地方公共団体向け相談窓口**を国土交通省に設置(令和4年3月)

(質問の例)

- ・ 条例制定のメリットについて詳しく教えてほしい。
- ・ どのようなバリアフリー改修が国からの補助の対象となるのか。

地方公共団体向けの説明会の開催

建築物のバリアフリー化に関する**地方公共団体向け説明会**(令和4年4月)をオンラインで開催。(国土交通省担当官が説明。約400自治体から約800人が参加)

説明内容

- ①バリアフリー法・建築設計標準の最近の動向
- ②バリアフリーに関する条例について(条例でできること、条例の制定状況)
- ③移動等円滑化促進方針(マスタープラン)・バリアフリー基本構想について
- ④建築物のバリアフリーに関する補助事業(バリアフリー環境整備促進事業)について